

難民対策連絡調整会議幹事会の構成員の官職の指定について

〔令和5年12月1日  
難民対策連絡調整会議議長決定〕

難民対策について（平成14年8月7日閣議了解）第2項（4）に基づき、難民対策連絡調整会議幹事会の構成員の官職を、別紙のとおり指定する。

難民対策連絡調整会議幹事会 構成員

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官  
警察庁警備局外事情報部外事課長  
総務省自治行政局国際室長  
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室長  
出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課支援企画官  
外務省総合外交政策局人権人道課長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省大臣官房国際課長  
文化庁国語課長  
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長  
農林水産省輸出・国際局新興地域グループ長  
経済産業省通商政策局国際経済課長  
国土交通省総合政策局政策課政策企画官  
海上保安庁警備救難部国際刑事課長